

東京都立雪谷高等学校 PTA 会員のための

## PTA 賠償責任保険及び PTA 団体傷害保険について

### ○ 保険の概要

PTA 活動中の PTA 会員の損害賠償責任、生徒の日常生活の損害賠償責任を広く補償する「PTA 賠償責任保険」及び賠償責任の有無に関わらず、PTA が主催する行事参加中等で PTA 会員、生徒がケガをされた場合に補償を行う「PTA 団体傷害保険」です。

## 1 PTA 賠償責任保険

### (1) 保険の内容

#### ① PTA 活動の遂行に伴う賠償責任

被保険者 (PTA) が PTA 活動の遂行に起因して、PTA 活動者や第三者に損害を与えて、法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

例) ・講演会を開催したところ、担当していた PTA 役員の誘導ミスにより参加者が将棋倒しになりケガ人が出た。  
・PTA 主催の野球大会で案内板の設置ミスにより、案内板が突然倒れたため見学人がケガをした。

#### ② 保管物に係わる賠償責任

PTA が第三者から借用したスポーツ用具などの財物 (保管物) を損壊、紛失し、または盗取されたことにより、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例) ・保護者控室のパソコン、プリンター等を不注意で破損した。

#### ③ 生徒及びその法定監督義務者が負担する賠償責任

PTA の組織単位である学校に通学する生徒またはその法定監督義務者が、生徒の行為に起因して負担する賠償責任をてん補します (PTA の管理下の事故か否かを問いません)。

例) ・生徒が自転車で登校、通塾途中に歩行者と衝突しケガをさせてしまった。

### (2) 被保険者

①、② = PTA

③ = 生徒およびその法定監督義務者

### (3) 保険金のお支払いとなる損害

- ・被害者に支払う法律上の損害賠償金 (\*注)
- ・損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉について、PTA が支払う弁護士費用や訴訟費用等の争訟費用

(\*注) 裁判によって確定した損害賠償金のみならず、示談に基づく損害賠償金もお支払いの対象。また、治療費、入院費や修繕費のほか、慰謝料や逸失利益も対象。ただし、損害賠償責任の承認及び費用の支出に当たっては、保険会社の事前の同意が必要です。

### (4) 保険金のお支払いとならない主な損害

- ・契約者、被保険者の故意による損害
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議によって生じた損害
- ・地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じた損害
- ・自動車、車両 (自転車等人力によるものを除きます) の所有、使用又は管理に起因する損害
- ・被保険者の占有から離れた物や飲食物に起因する損害
- ・PTA 活動終了後や PTA 活動以外の活動に起因する損害

<上記(1)③の保険固有の免責事項>

- ・被保険者と同居する親族ならびに被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ・被保険者の心神喪失に起因する賠償責任

(5) てん補限度額

① 賠償責任

対人 1名 5,000万円／1事故5億円

対物 1事故5,000万円 (免責:いずれも 1,000 円)

② 保管物賠償

加害者1名につき 10万円、保険期間中 500万円 (免責:5,000 円)

③ 児童・生徒賠償

対人・対物共通 1事故につき、1億円 (免責:いずれも 1,000 円)

## 2 PTA団体傷害保険

(1) 保険の内容

PTAが主催または共催する行事(\*1)参加中、または当該行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上において、PTA会員、生徒が被った傷害を担保します。

例)・PTA主催の「七宝焼教室」で火傷して通院した。

ただし、生徒については、「独立行政法人 日本スポーツ振興センター法」の定めるところにより給付対象となる傷害については担保されません(\*2)。

(2) 被保険者

原則として、単位PTAの父母会員およびその学校に通学する生徒全員とします。

(3) 補償金額 (1世帯当たり)

**死亡・後遺障害保険金 300万円**(事故の発生から180日以内に生じた場合で、死亡は全額、後遺障害は障害の程度に応じて4%~100%の割合を乗じた額)

**入院保険金日額 3,000円**(事故の発生から180日以内で支払いは180日が限度)

**通院保険金日額 1,500円**(事故の発生から180日以内で支払いは90日が限度)

\*1)PTA日本国内で企画・立案する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定されたもの。

\*2)同法に基づく補償制度では、学校管理下の事故による災害を対象としています。具体的な給付対象範囲は以下の通りです。

- ①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき
- ②学校の教育計画に基づく課外指導を受けているとき
- ③休憩時間中に学校にあるとき、その他学校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき
- ④通常の経路及び方法により通学するとき

○お問い合わせ先

(取扱代理店) 株式会社 東京エイドセンター 法人営業部 担当: 壬生 (ミヅ)

平日 9:00-17:00

TEL: 03-5381-8452

FAX: 03-5381-6315

(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部 東京公務課

TEL: 03-3515-4126

<事故のご相談は、東京海上日動のフリーダイヤル: 0120-119-110へ>